

尼崎市国民保護計画

平成29年度修正

尼 崎 市

目 次

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

【基本的な考え方】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 市国民保護計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3 市国民保護計画の見直し、変更手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 国民保護措置に関する基本方針

1 基本的人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

2 市民の権利利益の迅速な救済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3 市民に対する情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

4 関係機関相互の連携協力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

5 市民の協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

6 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施・・・・ 4

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重・・・・・・・・・・・・ 4

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民の保護に関する措置の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

【地方公共団体】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

【自衛隊】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

【指定地方行政機関】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

【指定公共機関等】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第4章 市の地理的、社会的特徴

1 地形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

2 地盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

3 気候・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

4 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

5 道路及び鉄道の位置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

6 港湾の位置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

7 自衛隊施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

8 危険物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3

2 緊急対処事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備

1 市の各局等における平素の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

2 市職員の参集基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

3 消防団の充実・活性化の推進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2

第2節	関係機関との連携体制の整備	
1	基本的考え方	23
2	県との連携	23
3	近接市町との連携	24
4	指定公共機関等との連携	24
5	ボランティア団体等に対する支援	25
6	市民に期待される取組等	25
第3節	通信の確保	
1	非常通信体制の整備	27
2	非常通信体制の確保	27
3	情報通信機器等の活用	27
第4節	情報収集・提供等の体制整備	
1	基本的考え方	28
2	警報等の伝達に必要な準備	29
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	30
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	31
第5節	研修及び訓練	
1	研修	31
2	訓練	32
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	
1	避難に関する基本的事項	33
2	避難実施要領の 패턴の作成	34
3	救援に関する基本的事項	34
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	35
5	一時集合場所の選定	35
6	避難施設の指定への協力	35
7	医療体制の整備	36
8	生活関連等施設の把握等	36
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	
1	市における備蓄	38
2	市が管理する施設及び設備の整備又は点検等	38
第4章	国民保護に関する啓発	
1	国民保護措置に関する啓発	40
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	40

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	
1	事態認定前における緊急事態連絡会議の設置及び初動措置	41
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	42
第2章	市対策本部の設置等	
1	市対策本部の設置	43
2	通信の確保	49
第3章	関係機関相互の連携	
1	国・県の対策本部との連携	50

2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	50
3	指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関への措置要請等	50
4	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	51
5	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	52
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	52
7	市の行う応援等	53
8	ボランティア団体等に対する支援等	53
9	住民等への協力要請	54
第4章 警報及び避難の指示等		
第1節 警報の伝達等		
1	警報の内容の伝達等	55
2	警報の内容の伝達方法	55
3	緊急通報の伝達及び通知	57
第2節 避難住民の誘導等		
1	避難の指示の通知・伝達	57
2	避難実施要領の策定	57
3	避難住民の誘導	61
第5章 救援		
1	救援の実施	69
2	関係機関との連携	69
3	救援の内容	70
4	救援の実施方法	74
第6章 安否情報の収集・提供		
1	安否情報の収集	87
2	県に対する報告	88
3	安否情報の照会に対する回答	88
4	日本赤十字社に対する協力	89
第7章 武力攻撃災害への対処		
第1節 武力攻撃災害への対処		
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	90
2	武力攻撃災害の兆候の通報	90
第2節 応急措置等		
1	退避の指示	91
2	警戒区域の設定	92
3	応急公用負担等	93
4	消防に関する措置等	94
第3節 生活関連等施設における災害への対処等		
1	生活関連等施設の安全確保	95
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	96
第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等		
1	武力攻撃原子力災害への対処	97
2	NBC攻撃による災害への対処	98

第 8 章	被災情報の収集及び報告	101
第 9 章	保健衛生の確保その他の措置	
1	保健衛生の確保	103
2	廃棄物の処理	105
3	文化財の保護	106
第 10 章	市民生活の安定に関する措置	
1	生活関連物資等の価格安定	107
2	避難住民等の生活安定等	108
3	生活基盤等の確保	108
第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	109

第 4 編 復旧等

第 1 章	応急の復旧	
1	基本的考え方	113
2	公共的施設の応急の復旧	113
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	114
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	115
2	損失補償及び損害補償	115
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	115
4	市民の権利利益の救済に係る手続等	116

第 5 編 緊急対処事態への対処

1	緊急対処事態	117
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	117

参 考

尼崎市国民保護協議会条例	119
尼崎市国民保護対策本部及び尼崎市緊急対処事態対策本部条例	121

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、尼崎市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

【基本的な考え方】

1 市民の保護

国民保護措置の実施に当たっては、市民の生命、身体及び財産を守ることを最優先とし、有事においても市民の自由と権利を尊重し、^①武力攻撃事態等から市民を保護するための活動を行う。

2 阪神・淡路大震災、JR福知山線列車事故等の教訓を反映した地域防災計画等の活用

武力攻撃事態等は、その主体、継続性等において自然災害や事故災害との違いがあるが、市民の生命、身体及び財産を守るための方策においては共通点が多いことから、阪神・淡路大震災をはじめJR福知山線列車事故等における教訓を踏まえ、これまでの取組を蓄積した地域防災計画等を最大限活用する。

3 国際平和のための取組と武力攻撃事態等への備え

国の平和と国民の安全を確保するためには、国を中心とした諸外国との良好な協調関係の確立や国際社会との協力などにより、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。尼崎市においても、国際平和を希求する立場から、^②世界平和都市宣言や^③核兵器廃絶平和都市宣言の理念に基づき、国際交流など様々な取組を展開している。しかしながら、こうした平和への努力を重ねてもなお、万一、武力攻撃や大規模テロが発生したときは、市は、市民の生命、身体及び財産を守る必要があるため、市国民保護計画を作成する。

① **武力攻撃事態等**：武力攻撃事態（武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態及び武力攻撃予測事態（武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）をいい、想定している事態は、次のとおりです。
・地上部隊が着上陸する攻撃 ・ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・弾道ミサイルによる攻撃 ・航空機による攻撃

② **世界平和都市宣言**：昭和32年4月25日に尼崎市が「世界の恒久平和を維持し、人類の共存福祉を念願する世界平和都市たること」を宣言している。

③ **核兵器廃絶平和都市宣言**：昭和60年7月27日に尼崎市議会の決議として「国是である非核三原則を確認し、全世界から核兵器が廃絶されることを希求し、ここに核兵器廃絶平和都市であることを宣言している。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び兵庫県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

＜市が実施する国民保護措置＞（法16Ⅰ）

- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

＜市国民保護計画に定める事項＞（法35Ⅱ）

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記のほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

(4) 計画の対象

市国民保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて市の区域内に避難してきたすべての人（外国人を含む。）及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（以下「市民」という。）を保護の対象とする。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続（法35Ⅷ、39Ⅲ）

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章	国民保護措置に関する基本方針
-----	----------------

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、市民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 市民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう務める。

3 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民や企業・団体に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関（P9参照）の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

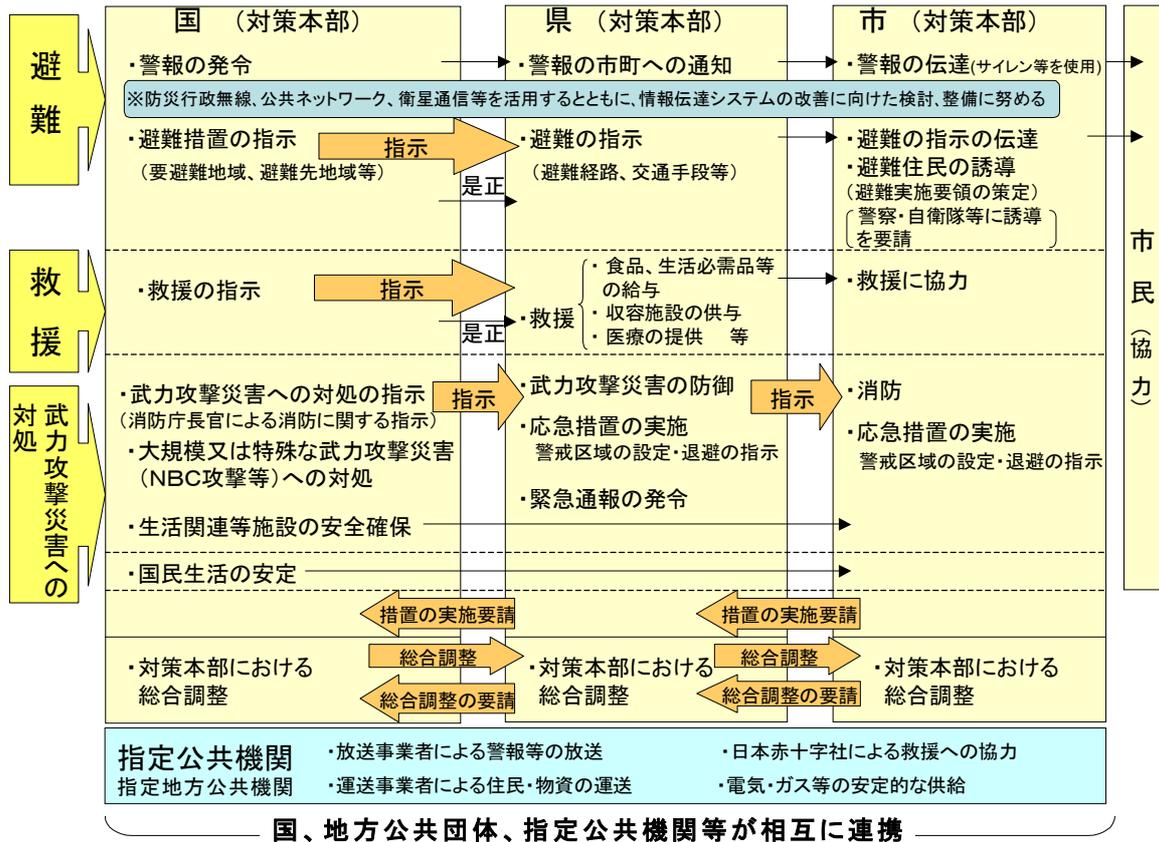
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



国民保護措置について、市、県、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【地方公共団体】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[陸上自衛隊] 中部方面隊 [海上自衛隊] 呉地方隊・舞鶴地方隊 [航空自衛隊] 中部航空方面隊	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策

近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
神戸運輸監理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安
大阪空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
西宮海上保安署	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[放送事業者]	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
	（指定公共機関）日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、 読売テレビ放送(株)、大阪放送(株) （指定地方公共機関）(株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西

[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
	① 国内旅客船事業者 (指定公共機関) ㈱ダイヤモンドフェリー、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ (指定地方公共機関) ㈱淡路ジェノバライン、高速いえしま㈱、ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 (指定公共機関) 西日本JRバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱ (指定地方公共機関) 淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、山陽バス㈱ ③ 航空事業者 (指定公共機関) エアーニッポン㈱、(株)ジャルエクスプレス、(株)日本航空インターナショナル、全日本空輸㈱ (指定地方公共機関) 日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④ 鉄道事業者 (指定公共機関) 西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、神戸電鉄㈱、(一財)神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、智頭急行㈱、WILLER TRAINS㈱、能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、六甲摩耶鉄道㈱ ⑤ 内航海運事業者 (指定公共機関) 井本商運㈱ ⑥ トラック事業者 (指定公共機関) 佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、ヤマト運輸㈱ (指定地方公共機関) (一社)兵庫県トラック協会
[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い (指定公共機関) 西日本電信電話㈱、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、(株)NTTドコモ
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給 (指定公共機関) 関西電力㈱、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給 (指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPガス協会
日本郵便㈱	1 郵便の確保

[病院その他の医療機関]	1 医療の確保
	(指定公共機関) (独) 国立病院機構 (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県医師会
[河川管理施設、道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理
	(指定公共機関) (独) 水資源機構、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ株式会社
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持

関係機関の連絡先については、尼崎市地域防災計画資料編等を活用する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、市の地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地形

本市は、兵庫県の南東部に位置し、東西 8.3km、南北 11.5km、面積 50.72 km²を有する扇状の都市である。南部は大阪湾に面し、東は猪名川・神崎川・左門殿川・中島川、西は武庫川、北は六甲・妙見山系に囲まれ、伊丹洪積層が緩やかな傾斜を描いて大阪湾に下る広大な三角州に立地している。

本市の地盤高は、北西部は高く、最高TP^①+16.56m、南東部は低くTP-1.42mであり、その高低差は17.98m(平成25年3月31日現在)になる。市域はほとんど起伏がなく平坦であり、約1/3に当たる南部地域は朔望満潮位^②以下の低地盤地域である(地形図については、尼崎市地域防災計画第1章第6節第1自然的条件及び県国民保護計画第1編第4章県の地理的、社会的特徴「兵庫県の地形」参照)。

2 地盤

本市域の地盤をみると、重量工作物の支持地盤となりうる固結した層は、伊丹段丘礫層^③、沖積層の基底礫層^④及び扇状地を形成する扇状地礫層である。しかし、沖積層や扇状地礫層が支持地盤となりうる地域は、武庫川・神崎川沿いのごく限られた地域であり、主体は伊丹段丘礫層である。

伊丹段丘礫層は、伊丹市から本市の北部で沖積平野の下に没する礫層であり、その頂点は沖積平野の下に没した後も南に緩く傾き、J R東海道線付近で-10m、臨海部で-20mの深さになる。本市の軟弱地盤と支持地盤の境界深度は、伊丹段丘礫層の深度と一致しており、丸島町・東浜町・杭瀬・今福を結ぶ線以南が特に軟弱である。

3 気候

本市は、大阪湾に面した瀬戸内海性気候の温暖な地帯にあり、年平均気温は17度前後、最高気温約36度、最低気温-1度~-3度、平均湿度65%前後であり、居住環境としての気象条件は恵まれている。

降水量は、年間約1000mm~1600mm程度で全国平均よりやや少ない。また、夏季には大

①TP：わが国の標高(海拔)の基準として用いる東京湾中等潮位(Tokyo Peil)のこと。T. P±0.0m=海拔0m。

②朔望満潮位：朔(新月)及び望(満月)の日から5日以内に観測され、各月の最高満潮面を1年以上にわたって平均した高さの水位。

③段丘礫層：川や海に沿った階段状で上が平坦な地形。急激な堆積によってできる場合と侵食によってできる場合がある。堆積によってできる場合は主に礫岩からなる。

④基底礫層：最終氷期最盛期に形成されたもので、海面低下期の河や谷にあったもの。

阪湾からの南西の風、冬季には六甲山系から吹き降ろす北東の風が比較的多く、平均風速は2m～3m/秒前後である。台風来襲時には、しばしば30m/秒を超える最大瞬間風速が記録されている。

4 人口

本市の人口は450,765人、世帯数は212,950世帯（平成29年4月1日現在）であり、昭和46年6月（554,155人）から人口の減少傾向にあるものの、人口密度は1ha当たり89人と全国的に見ても特に高い都市である。

5 道路及び鉄道の位置等

幹線的な道路及び鉄道は、尼崎市地域防災計画第3章第6節緊急輸送予定道路網図参照

6 港湾の位置等

市内には、重要港湾である尼崎西宮芦屋港が所在している。

地域	重要港湾	管理者
阪神地域	尼崎西宮芦屋港	兵庫県

7 自衛隊施設

陸上自衛隊については、東海・北陸・近畿・中国・四国地区2府19県を管轄する中部方面隊の総監部や、近畿2府4県を管轄する第3師団の司令部が隣接する伊丹市に所在している。

区分	名称	所在地	主な部隊等
陸上自衛隊	伊丹駐屯地	伊丹市	・中部方面総監部 ・第36普通科連隊
	千僧駐屯地	伊丹市	・第3師団司令部 ・第3後方支援連隊

8 危険物

指定数量以上の危険物を製造、貯蔵及び取扱う施設は、製造所が48カ所、貯蔵所が974カ所、取扱所が302カ所存在している。また少量危険物取扱所は1,388カ所である（平成29年4月1日現在）。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

【基本指針で想定されている事態】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 武力攻撃事態<ol style="list-style-type: none">① 着上陸侵攻② ゲリラや特殊部隊による攻撃③ 弾道ミサイル攻撃^①④ 航空攻撃2 緊急処理事態<ol style="list-style-type: none">① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等 |
|---|

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等の定義

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、次の4つの類型が想定され、その特徴及び留意点が示されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

① 弾道ミサイル：大砲の弾のように空中に弧を描いて飛ぶ対地ミサイルのこと。弾道ミサイルは最初の数分間に加速し、その後は慣性によって飛翔する。

事態の類型	特 徴、留 意 点
着上陸侵攻	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。 ・着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。 ・広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

事態の類型	特 徴、留 意 点
<p>ゲリラや特殊部隊による攻撃</p>	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ・海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。 ・NBC兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設等）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地へ移動させる等適切な対応を行う。 ・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。
<p>弾道ミサイル攻撃</p>	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。 ・警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握した上で、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。

事態の類型	特 徴、留 意 点
航空攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。 ・ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、県においては、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本としている。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に係る避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示及び県の対応を踏まえて市における迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

(3) NBC攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、^①NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

① NBC：Nとは英語でNuclear(核)、Bとは英語でBio(生物)、Cとは英語でChemical(化学)のことを指す。

攻撃の種類	特 徴、留 意 点
核兵器等	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ダーティボム（P15参照）は、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、必要な措置を講じる必要がある。 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。 ①放射性ヨウ素による体内汚染が予想される場合は、②安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 汚染地域への立入制限を確実にし、救急救助活動や医療活動に当たる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
生物兵器	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。 生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。

① 放射性ヨウ素：ウランの核分裂によって生成され、呼吸や食物から体内に蓄積される。甲状腺に集まる特徴があり甲状腺機能障害が起こる危険がある。

② 安定ヨウ素剤：放射性ヨウ素による体内汚染が予想される時に投与されるもので甲状腺への移行が低減される。

③ サーベイランス：疾病を監視するシステムのことで、感染症の発生状況を知り、その感染対策を改善していくこと。

攻撃の種類	特 徴、留 意 点
化学兵器	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。 ・汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 ・化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急処理事態

(1) 緊急処理事態の定義

事態対処法第22条による緊急処理事態の定義は、以下のとおりである。

【緊急処理事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急処理事態の分類

緊急処理事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。基本指針においては、事態例として、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが想定されている。

① 攻撃対象施設等による分類

分類	事態例	被害の概要
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
	石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障
	危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障
	ダムの破壊	ダムの下流に多大な被害が発生
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大

② 攻撃手段による分類

分類	事態例	被害の概要
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム (P15 参照) 等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> ・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生 ・ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり ・小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	水源地に対する毒素等の混入	毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似

分 類	事 態 例	被害の概要
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の破壊に伴う人的被害が発生 (施設の規模によって被害の大きさが変化) ・ 攻撃目標である施設周辺への被害も予想 ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生 ・ 建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各局等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各局等における平素の業務

市の各局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備に係る業務を行う。

国民保護に関する業務の総括、各局等間の調整、企画立案等については、危機管理安全局長が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

配備体制	事態の状況
第1号配備	① 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、国民保護措置の実施等に備える必要があるとき。 ② 武力攻撃予測事態の認定が行われたとき。
第2号配備	① 市内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全局等での対応が必要なとき。 ② 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるなど、全局等での対応が必要なとき。 ③ 武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全局等での対応が必要なとき。
第3号配備	市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を挙げての対応が必要なとき。

*第1号配備、第2号配備、第3号配備は、それぞれ、尼崎市地域防災計画における第1号防災指令、第2号防災指令、第3号防災指令における配備体制に対応する。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じて職員の参集手段を確保する。

(6) 職員の服務基準

市は、(3)の配備体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

3 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画^①との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（ファクス）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

① 国民保護業務計画：指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づき作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県にそれぞれ報告することになっている。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

なお、防災のための関係機関との協定は、尼崎市地域防災計画資料編を参照

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

6 市民に期待される取組等

1 市民に期待される取組

迅速かつ的確に国民保護措置が実施されるよう、市民には、次のような取組が自主的、自発的に行われることが期待される。

(1) 住民及び自治会、婦人会等に期待される取組

① 平素における取組

- ア 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持出品を準備しておく。
- イ 怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。
- ウ 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。
- エ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。
- イ 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- ウ 自治会、婦人会等は、市からの警報等の情報を連絡する。
- エ 避難に当たっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

① 自主防災組織：住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防火組織で、尼崎市には、婦人防火組織、各地域の自主防災会など多数の組織がある。

(2) 自主防災組織に期待される取組

- ① 平素における取組
 - ア 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。
 - イ 市と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障害者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。
 - ウ 地域における危険箇所を把握しておく。
 - エ 市や消防と連携して、訓練を実施する。
- ② 武力攻撃事態等における取組
 - ア 市からの警報等の情報を住民に伝達する。
 - イ 地域の住民の安否確認を行う。
 - ウ 市や消防と連携して、避難住民を誘導する。

(3) 事業所等に期待される取組

- ① 平素における取組
 - ア 事業所内において水及び食料等を備蓄する。
 - イ 事業所内における危険箇所を把握する。
 - ウ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を周知するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。
 - エ 消防と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。
- ② 武力攻撃事態等における取組
 - ア 市からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達する。
 - イ 従業員により、顧客等の避難誘導を行う。
 - ウ 従業員等の安否確認を行う。
 - エ 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

2 市民との連携

(1) 住民との連携

市は、県と協力しながら、住民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、婦人会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

(2) 企業・団体との連携

市は、県と協力しながら、事業所等における防災対策への取組に対する支援に努めるとともに、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、市は、社会福祉協議会等の社会事業団体、経済団体等、災害救援活動を行うNPO法人等との連携に努める。

第3節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図り、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された近畿地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

3 情報通信機器等の活用

市は、的確かつ迅速に国民保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、^①フェニックス防災システムや^②兵庫衛星通信ネットワーク等を活用する。

また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)や、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)を活用し、迅速な情報の収集・提供を図る。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

① フェニックス防災システム：兵庫県が整備したもので、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震災害だけでなくあらゆる災害に迅速に対応できる災害対応情報ネットワークシステムである。災害情報、気象観測情報の収集・提供に加えて、被害予測、実被害報告、災害状況など、災害対策本部を支援するトータルシステムで、県下の防災関係機関である市町、消防本部、警察本部、自衛隊、ライフライン事業者等に端末が設置され連絡強化、情報の共有化を図っている。

② 兵庫衛星通信ネットワーク：県と全市町、消防本部等を衛星通信回線で結んでいる。平常時は、ひまわり雲画像、アメダス等の気象観測情報を防災端末に配信し、非常時には、通常の防災情報回線のバックアップ回線として利用する。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設 備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの運用に努める。
運 用 面	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信ふくそう時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。	

・市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 市民に対する情報伝達手段の整備

市は、市民に対する情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、コミュニティFM放送等のメディアを活用した多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

また、指定公共機関が提供する緊急速報メールや、携帯電話のメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信する「ひょうご防災ネット」の他、フェイスブックやツイッター等のソーシャルネットワークの活用により、市民への適切な情報伝達に努める。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安署との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**(1) 安否情報の種類及び報告様式**

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② 出生の年月日
 - ③ 男女の別
 - ④ 住所
 - ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
 - ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑦ 負傷又は疾病の状況
 - ⑧ 現在の居所
 - ⑨ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）
 - ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑪ 遺体の安置されている場所

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等のために必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5節 研修及び訓練

市職員は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護^①ポータルサイト、eラーニング^②等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

① ポータルサイト：インターネットの入り口となる巨大なサイトのこと。必要とする機能を全て無料で提供している。

② eラーニング：インターネット上で、個々の学習者が好きな場所で好きな時間に、そして教室や塾などと同じ科目を一斉に学習できる環境などをもつ個別学習システム

2 訓練（法42）**(1) 市における訓練の実施**

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安署、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、単位福祉協会・自治会・町内会・自主防災組織などの協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応を図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、単位福祉協会・自治会・町内会・自主防災組織などと連携し、訓練の趣旨を事前に説明した上で住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、市の地図（住宅地図等）、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への配慮

① 避難支援プランの活用

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成を予定している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

② 高齢者、障害者等の日常的把握

市は、自らが管理する社会福祉施設等における入所者数を把握するとともに、民間が管理する社会福祉施設等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努める。

また、個人情報の取扱いに注意しつつ、民生委員・児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、高齢者、障害者等の状況を把握し、コミュニティファイル等を作成しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。

③ 情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など、高齢者、障害者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット、コミュニティFM等を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努める。

④ 緊急通報システムの整備

市は、高齢者、障害者等との間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めるとともに、福祉担当部局と消防局との連携を図るなど、その的確な運用に努める。

⑤ 運送手段の確保等

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（県、県警察、海上保安署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、単位社会福祉協会、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り単位社会福祉協会、自治会、町内会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障害者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援の活動内容

市は、県から救援の一部の事務を委任された場合や県の行う救援を補助する場合にかんがみて、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【把握しておくべき輸送力に関する情報】

- | | |
|-----------------------------|----|
| ・保有車両等（鉄道、定期・路線バス、船舶等）の数、定員 | |
| ・本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 | など |

【把握しておくべき輸送施設に関する情報】

- | | |
|-------------------------------|----|
| ・道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など） | |
| ・鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など） | |
| ・港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など） | |
| ・ヘリポート（ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など） | など |

(2) 避難候補路の把握及び維持管理等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り航空輸送を確保する。

5 一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所を指定し、地域住民に周知する。

6 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して住民に周知する。

また、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

7 医療体制の整備

市は、民間の医療機関を含む市の区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の要請及び受入れ、被災患者の受入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図る。

8 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等^①

市は、市の区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

施行令	施設の種類	所管省庁名	
27条	1号	発電所（最大出力5万kw以上）、変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省
	2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー ^② 、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m ³ ／1日以上）	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人／1日以上）	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するために設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省

① 生活関連等施設：次のいずれかに該当する施設。i 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。ii その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

② ガスホルダー：ガスをたくさん貯め、有効利用するための貯蔵設備

施行令	施設の種類	所管省庁名	
27 条 10 号	28条 1号	危険物の取扱所	総務省消防庁
	28条 2号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	28条 3号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	28条 4号	高压ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
	28条 5号	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会
	28条 6号	核原料物質使用施設、製錬施設	原子力規制委員会
	28条 7号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
	28条 8号	薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省、 農林水産省
	28条 9号	① LNGタンク、発電機冷却用水素ポンプ、② 脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	28条 10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁 (主務大臣)
	28条 11号	毒性物質の取扱所	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、市の管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安署との連携を図る。

① LNGタンク：天然ガスをマイナス約160度に冷却・液化したLNG（液化天然ガス）を貯蔵する設備

② 脱硝用アンモニアタンク：アンモニアを使用して、燃料などの燃焼による排ガスから、酸性雨などの原因となっている窒素酸化物を除去するための設備

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄（法142、145、146）**(1) 防災のための備蓄との関係**

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国が備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備又は点検等（法142、145、146）**(1) 施設及び設備の整備又は点検**

市は、国民保護措置の実施も念頭に置きながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、市の管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発**(1) 啓発の方法**

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会とも連携しながら、市立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成など、これまでの防災教育の取組の成果等を踏まえ、啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

(2) 市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

(3) 市は、日本赤十字社、県などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

(4) 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡会議の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡会議の設置

① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡会議」を設置する。「緊急事態連絡会議」は、原則として、市対策本部体制に準じた要員により構成するが、具体的には、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。

② 「緊急事態連絡会議」は、当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡会議を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡会議は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡会議」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防局による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 市対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡会議」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡会議」は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を職員に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講じるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して市対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡会議を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

- ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知（法第25Ⅱ）
市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。
- ② 市長による市対策本部の設置（法第27Ⅰ）
指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。
事前に緊急事態連絡会議を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。
- ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集
市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、緊急連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。
- ④ 市対策本部の開設
市対策本部担当者は、市庁舎4-1会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。
特に、関係機関が相互に電話、ファクス、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。
市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。
- ⑤ 交代要員等の確保
市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。
- ⑥ 本部の代替機能の確保
市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設として、尼崎市防災センターをあらかじめ指定する。
また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

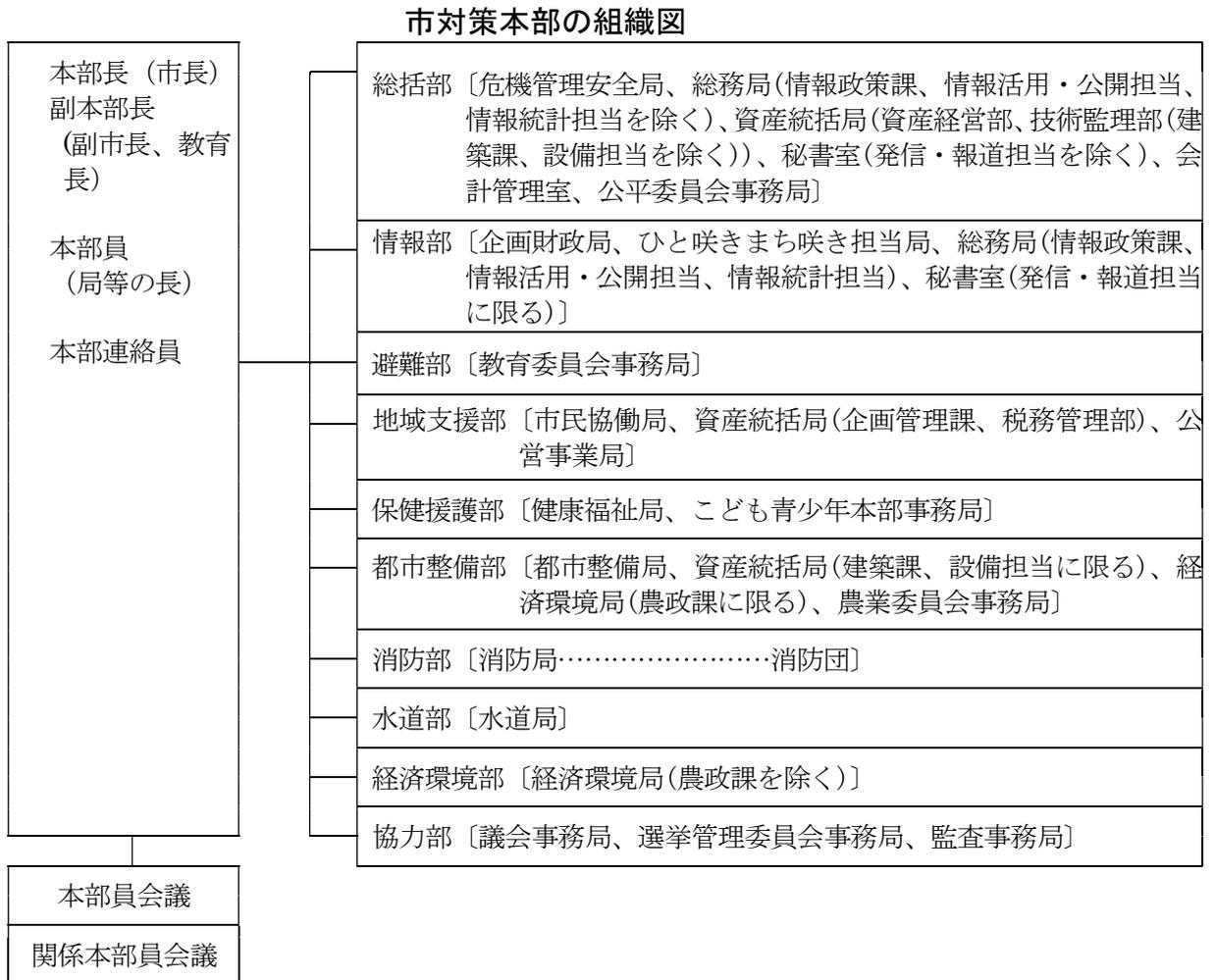
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法第26、29X I）

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

なお、市長は、市対策本部の設置の有無にかかわらず、国民保護措置を実施することができる。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



市対策本部各部の構成及び事務分掌

組織名	構成	主な役割と事務分掌
各部共通		<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の国民保護措置の実実施計画の策定に関する事 2 部内の配備、動員、構成に関する事 3 本部、各部及び関係機関との連絡、調整に関する事 4 部に関する情報の収集、調査及び報告に関する事 5 部に必要な資機材、車両等の調達に関する事 6 部の人員、資機材等の輸送に関する事 7 部関連の市民広報、広聴に関する事 8 市民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関する事 9 部に属する施設の防災管理及び一時避難所転用に関する事 10 防災行政無線設置施設における市民広報に関する事 11 各地区での事業所間協力に関する事 12 部の防災行政無線の運用に関する事 13 部関連の災害記録に関する事 14 他部の応援に関する事 15 部内の応援の受入れ及び連絡調整に関する事
総括部	危機管理安全局 総務局(情報政策課、情報活用・公開担当、情報統計担当を除く) 資産統括局(資産経営部、技術監理部(建築課、設備担当を除く)) 秘書室(発信・報道担当を除く) 会計管理室 公平委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び廃止に関する事 2 配備体制指令の発令及び解除に関する事 3 本部員会議の招集に関する事 4 市対策本部の庶務に関する事 5 総合的な応急対策及び各部任務分担の調整、決定に関する事 6 県及び関係機関との連絡調整及び応援要請に関する事 7 防災行政無線の管理・運用に関する事 8 職員輸送用及びその他の車両の調達に関する事 9 動員状況の把握、職員の応援に関する事 10 職員の給食等、厚生に関する事 11 他都市職員の受入れに関する事 12 救援(義援)金品の受領保管に関する事 13 国民保護措置用物資、車両、船艇等の調達手続に関する事 14 国民保護措置用応急工事の契約手続に関する事 15 武力攻撃事態等における公有財産の統括に関する事(市有施設被害状況のとりまとめ等) 16 ボランティアの窓口に関する事(福祉ボランティアを除く。) 17 特殊標章等の交付に関する事(消防部に係るものを除く。) 18 その他各部に属さない事

組織名	構成	主な役割と事務分掌
情報部	企画財政局 ひと咲きまち咲き 担当局 総務局(情報政策 課、情報活用・公 開担当、情報統計 担当) 秘書室(発信・報道 担当に限る)	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集、整理及び伝達に関すること 2 国・県への被災状況等の報告に関すること 3 国民保護予算の管理に関すること 4 国民保護法に基づく救援の総括に関すること 5 総合的な復旧・復興計画の立案及び関係部門間の調整に関すること 6 防災行政無線等の運用に関すること 7 国民保護広報に関すること 8 国民保護記録に関すること
避難部	教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設置、管理計画に関すること 2 避難者の収容及び状況調査に関すること 3 避難所の管理及び援護活動への協力に関すること 4 児童・生徒等の保護及び応急教育に関すること 5 国民保護法に基づく学用品の給与に関すること
地域支援部	市民協働局 資産統括局(企画 管理課、税務管理 部)公営事業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災状況調査に関すること 2 市民情報の収集に関すること 3 相談窓口の開設及び災害相談に関すること 4 災害に関する諸証明の発行に関すること 5 誘導が必要な避難者の収容等に関すること 6 避難所の管理及び援護活動への協力に関すること (地域総合センター6カ所、地区会館等3カ所) 7 避難実施要領の策定に関すること
保健援護部	健康福祉局 こども青少年本 部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の援護計画の策定及び援護活動(食品・物資の給付等)に関すること 2 義援金に関すること 3 福祉に関するボランティアとの連携に関すること 4 誘導が必要な避難者の収容等に関すること 5 国民保護法に基づく医療助産及び救護に関すること 6 被災者生活再建支援に関すること 7 救護班の編成、救護所の設置に関すること 8 被災者の健康調査及び相談に関すること 9 被災地及び避難所の感染症対策に関すること 10 死体の処置、収容等に関すること 11 医師会及び日赤救護班との連携及び調整に関すること

第3編 第2章 市対策本部の設置等

組織名	構成	主な役割と事務分掌
都市整備部	都市整備局 資産統括局(建築課、設備担当に限る) 経済環境局(農政課に限る) 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の水防活動の総括に関する事 2 部の水防活動の実施及び水防資機材の輸送に関する事 3 公共土木施設の防災管理、応急対策及び復旧に関する事(河川・道路・橋りょう・公園等) 4 下水道、排水施設等の防災及び復旧に関する事 5 国民保護法に基づく障害物の除去に関する事 6 被害、浸水状況の調査及び情報収集に関する事 7 応急危険度判定調査に関する事 8 国民保護法に基づく災害を受けた住宅の応急修理に関する事 9 国民保護法に基づく応急仮設住宅の設置、管理に関する事
消防部	消防局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する諸情報(被害状況・応急対策の実施状況等)の速報及び連絡に関する事 2 本部長等への情報連絡に関する事 3 避難指示の伝達等の広報伝達に関する事 4 被災者の救助及び救急活動に関する事 5 消防活動に関する事 6 防災行政無線の運用(主は情報部)に関する事 7 機動隊本部との連絡調整に関する事 8 部内の特殊標章等の交付に関する事
水道部	水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水区域への給水の確保に関する事 2 国民保護法に基づく飲料水の供給に関する事 3 無線積載車両、広報車両の各部への協力に関する事 4 水道施設の防災管理及び応急復旧に関する事
経済環境部	経済環境局 (農政課を除く)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業施設等の被害状況調査に関する事 2 生鮮食料品等の確保及び斡旋に関する事 3 国民保護措置の応援に関する事(市民救援活動) 4 災害地の清掃及び災害廃棄物の処理に関する事 5 災害時の公害発生防止に関する事 6 災害地のし尿処理に関する事 7 無線積載車両の各部への協力に関する事
協力部	議会事務局 選挙管理委員会 事務局 監査事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域の被害状況調査に関する事 2 国民保護措置の応援に関する事(市民救援活動) 3 市議会の国民保護活動の補佐に関する事

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯そう等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 市現地対策本部の設置（法28Ⅷ）

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、県警察、海上保安署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市対策本部長の権限（法29）

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(8) 市対策本部の廃止(法30)

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N^①（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信ふくそうにより生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信ふくそうにより生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講じるよう努める。

(4) 情報通信機器等の活用

市は、武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムを活用する。

また、被災、ふくそう等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークを使用して関係機関との通信を確保する。

① L G W A N : エルジーワン。地方自治体の組織内コンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワークで、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有化による情報の高度利用を図ることを目的としている。高度なセキュリティを維持した行政集団ネットワーク。中央省庁の相互接続ネットワークにも接続している。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携**(1) 国・県の対策本部との連携**

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等**(1) 知事等への措置要請（法16Ⅳ）**

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法16Ⅴ）

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関への措置要請等**(1) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請**

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

① 日本赤十字社

市が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人が行う協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

② 運送事業者

運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し避難住民又は緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

③ 医療事業者

医療事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

(2) 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請する。

4 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (法20)

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて兵庫地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。この場合において、市長は、知事に対して、できるだけ速やかに当該連絡をした旨を通知する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（自衛隊法第76条）及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

(3) 武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動を行うものであるが、その活動に支障の生じない範囲で国民保護措置を可能な限り実施するものであるという点に留意する必要がある。

① 兵庫地方協力本部：兵庫県の自衛隊の総合窓口である。各都道府県下であり、陸海空自衛隊共同の機関であるが、通常は陸上自衛隊の方面総監の指揮監督下にある。

5 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託**(1) 他の市町村長等への応援の要求（法17）**

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求（法18）

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託（法19）

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請**(1) 県職員の派遣要請（地方自治法252の17）**

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し県職員の派遣を要請する。

(2) 指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請等**① 職員の派遣要請（法151）**

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、県を経由して当該機関の職員の派遣要請を行う。

ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合については、直接要請を行う。

② 職員派遣のあつせんの求め（法第152）

市長は、①の職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられなかったり、派遣について適任者がいないときに、知事に対し、①の職員の派遣についてあつせんを求める。

(3) 他の市町村職員の派遣要請等

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、他の市町村長に対し職員の派遣を要請する。

また、(2)－②の場合と同様に、知事に対しあつせんを求める。

7 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等（法17）

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法21Ⅱ）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等（法4Ⅲ）

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティアの安全の確保

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意する。

(3) ボランティア活動への支援

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等が効果的に発揮されるよう必要な支援を行う。

(4) ボランティア受入窓口の設置

市は、尼崎市社会福祉協議会に対して、災害ボランティアセンターの設置を要請し、ボランティアの受入窓口を設置する。この場合においては、市対策本部と相互に緊密な連携をとれるよう努める。

(5) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

9 住民等への協力要請（法4 I・II）

市は、次に掲げる国民保護措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。また、企業や公共的団体に対し、住民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。この場合において、市は要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

協力を要請された住民等は、必要な協力をするよう努める。なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等 (法47I)

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ等に警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法 (法47II・51)

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在、市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
 - ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページ等への掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
 - イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、瞬時に国から警報の内容が送信された場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

- (2) 市は、単位社会福祉協会や自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 市は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮する。

- (4) 市は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。

また、防災・福祉部局との連携の下で作成予定の避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- ① 聴覚障害者に対しては目に見える情報を、視覚障害者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努める。
- ② 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障害者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園、保育所等の児童や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努める。
- ③ 自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、障害者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うよう努める。
- ④ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、外国語ホームページでの発信や、多言語放送を行うコミュニティFMやFM放送の協力を得て、多言語で警報の内容を発信するほか、必要に応じて、外国人団体及びNGO等の関係団体に対して情報を提供するなど、警報の伝達が円滑に行われるよう努める。

- (5) 警報の解除の伝達については、警報が発令された場合と同様の方法で行うが、原則として、サイレンは使用しない。

3 緊急通報の伝達及び通知 (法100Ⅱ)

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2節 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。市が、市民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達 (法54Ⅵ)

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民及び関係ある公私の団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。

2 避難実施要領の策定 (法61)

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定に当たっての留意事項

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、単位社会福祉協会、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- イ 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ウ 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- エ 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- オ 集合に当たっての留意事項
集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- カ 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- キ 市職員、消防団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ケ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- コ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- サ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（一例）

兵庫県尼崎市長
〇月〇日〇時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

尼崎市における住民の避難は、次の方法で行う。

- (1) 尼崎市の〇〇地区の住民は、〇〇市の〇〇地区にある〇〇市立〇〇高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

- 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

・バスの場合

尼崎市〇〇地区の住民は、尼崎市立〇〇小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、〇〇市立〇〇高校体育館に避難する。

・鉄道の場合

尼崎市〇〇地区の住民は、〇〇鉄道〇〇線〇〇駅前広場に集合する。その際〇日〇時〇分を目途に、できるだけ単位社会福祉協会、自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、〇〇駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号線又は〇〇通りを使用すること。集合後は、〇日〇時〇分発〇〇市〇〇駅行きの電車で避難する。〇〇市〇〇駅到着後は、〇〇市職員及び尼崎市職員の誘導に従って、主に徒歩で〇〇市立〇〇高校体育館に避難する。

・船舶の場合

尼崎市〇〇地区の住民は、尼崎市〇〇港に、〇日〇時〇分を目途に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ単位社会福祉協会、自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇日〇時〇分発〇〇市〇〇港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。

・・・以下略・・・

- (2) 尼崎市〇〇地区の住民は、〇〇市〇〇地区にある〇〇市立〇〇中学校を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）。

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子などで頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

尼崎市対策本部 担当 ○山○男

TEL ××-××××-×××× (内線 ××××)

FAX ××-××××-××××

・・・以下略・・・

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応がとれるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、警察署長、海上保安署長、自衛隊地方協力本部長及び県対策地方本部長（阪神南県民センター長）並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導（法62）

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮の上、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、単位社会福祉協会、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講じる。

(2) 消防局等の活動

消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局と連携しつつ、単位社会福祉協会、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防団員のみでは十分な

対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長はその旨を知事に通知する。

警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

また、市長は、大規模集客施設等の一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

また、自ら管理する老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講じるよう努める。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講じるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じる。

(12) 避難住民の運送の求め等

- ① 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。この場合において、市は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。
- ② 原則として、市の区域内の運送の場合は、市が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求める。
- ③ 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

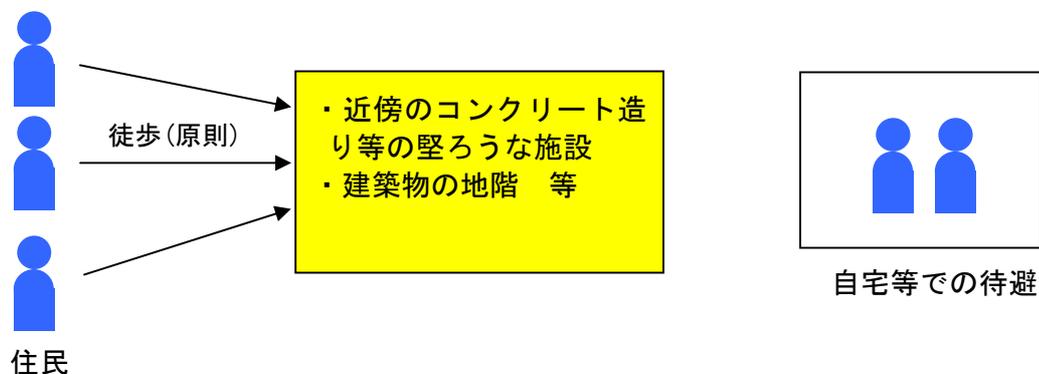
市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 避難の種類

住民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなるが、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の種類を示す。

① 屋内への避難

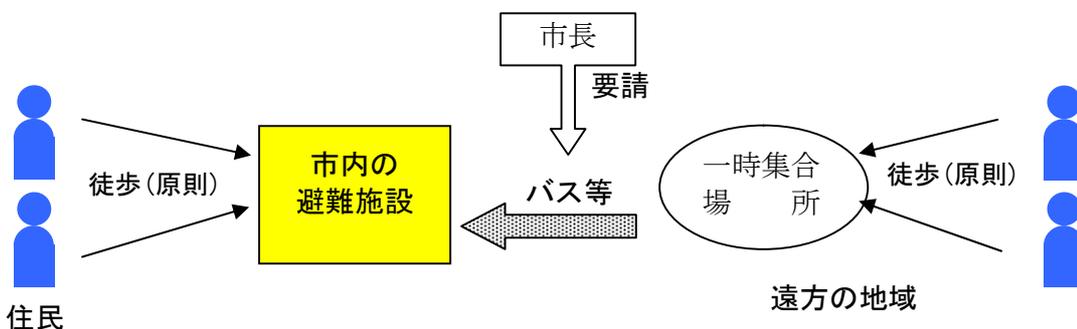
弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、2～4の種類により、他の安全な地域へ避難する。



② 市内の避難

市内において避難する場合は、徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。

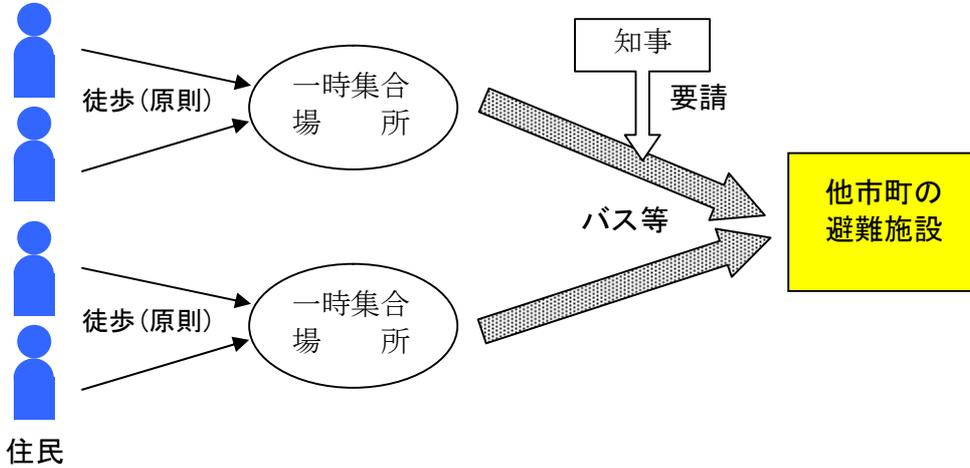
また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。



③ 県内他市町への避難

県内の他市町へ避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。

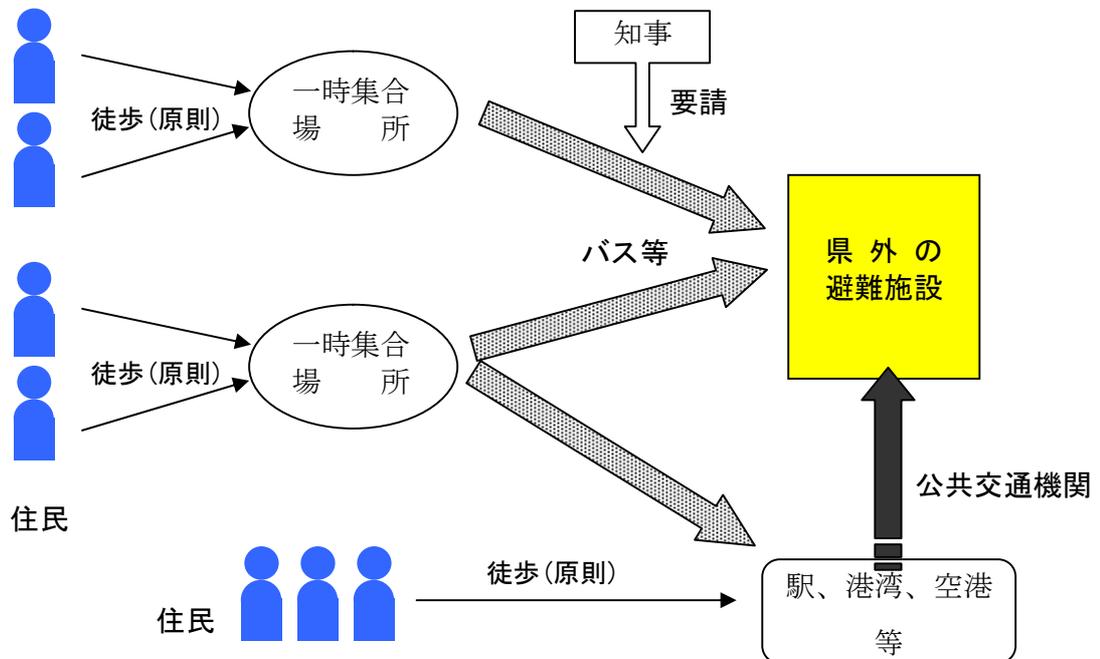
また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。



④ 県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、船舶、航空機等の公共交通機関による避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、駅、港湾等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

また、知事が要請したバス等により避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。



弾道ミサイル攻撃の場合

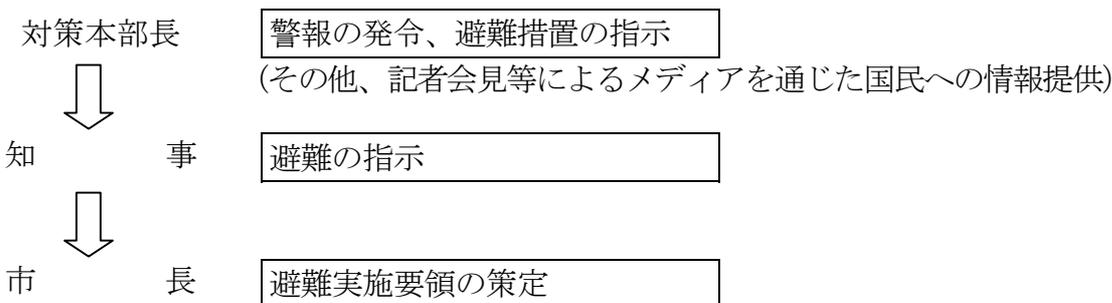
① 弾道ミサイル（P14 参照）攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街等の地下施設に避難することとなる。）

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市（町村）に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、神戸海上保安部西宮海上保安署及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、県、警察、神戸海上保安部西宮海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、海上保安署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定する。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

NBC攻撃の場合

攻撃の種類	留意点
核攻撃等	①核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 ②放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域 <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 ③ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難
生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療
化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難

第5章 救 援

1 救援の実施（法76）

(1) 知事による事務委任

知事は、下記の事項に該当するときは原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を、市長に委任することとされている。

- ① 市長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること。
- ② 緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の捜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

(2) 救援の実施及び補助

市長は、上記(1)により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、以下に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携の上、関係機関の協力を得て行う。

また、市長は、当該実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 障害物の除去

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め（法79Ⅱ）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

救援の程度及び基準（平成25年内閣府告示第229号）

（最終改正：平成27年3月31日内閣府告示第45号）

救援の種類	対 象	費用の限度額	備 考
避難所の設置			
避難所（長期避難住宅を除く）	1 避難住民 2 武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受ける恐れのある者	（基本額） 避難所維持・管理費等 1人1日当たり320円以内 （加算額） 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

第3編 第5章 救 援

救援の種類	対 象	費用の限度額	備 考
長期避難住宅	1 避難住民 2 武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受ける恐れのある者 (収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合)	1 設置費 (1) 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 (2) 限度額 1戸当たり2,652,000円以内 2 維持・管理費 (基本額) 1人1日当たり320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 3 同一敷地内等に概ね50戸以上を設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる)。	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,652,000円以内であればよい。 2 維持・管理費等の費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、借上費又は購入費並びに光熱水料を含む。 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉避難住宅」を設置できる。 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
応急仮設住宅の供与	武力攻撃災害により、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,652,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる)。	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,652,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 賃貸住宅、宿泊施設等の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所(長期避難住宅を含む。)に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事できない者 3 避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者	1人1日当たり 1,130円以内	
飲料水の供給	避難の指示に基づく避難又は現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は別途計上

救援の種類	対 象	費用の限度額	備 考							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難の指示に基く避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）の 季別は生活必需品の給与等を行う日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は再び実施することが出来る。							
				季 別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加 算
				夏季	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
				冬季	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
医 療	避難の指示に基く避難又は武力攻撃災害により、医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術所…協定料金の額以内	患者等の移送費は、別途計上							
助 産	避難の指示に基く避難又は武力攻撃災害により、助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	妊婦等の移送費は別途計上							
被災者の捜索及び救出	1 武力攻撃災害により、現に生命、身体が危険な状態にある者 2 武力攻撃災害により、生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	1 生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上							
埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬及び火葬を実施する者に現物をもって実施	1 体当たり 大人（12歳以上）210,200円以内 小人（12歳未満）168,100円以内								
電話その他の通信設備の提供	避難の指示に基く避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより行う。							
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	武力攻撃災害により、住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 574,000円以内								

救援の種類	対 象	費用の限度額	備 考
学用品の給与	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒5,100円	避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は再び実施することが出来る。
死体の搜索	武力攻撃災害により、行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	1 検案は原則として救護班として 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 135,100円以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の搜索及び救出 4 死体の搜索及び処理 5 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

4 救援の実施方法

市長が行う救援の基本的な実施方法について定める。

1 収容施設の供与

(1) 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。

① 避難所の開設

- ア 原則として、学校等既存の建物を利用するが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。
- イ 避難所の開設は、原則として市が行うが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設する。
- ウ 市等が避難所を開設したときは、開設日時及び場所、箇所数及び収容人員等について、直ちに県に報告する。
- エ 市は、避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告し、県は、管理者の同意を得た上で、避難所として位置付ける。

② 避難所の運営

- ア 避難所の運営は、原則として、市が行う。
- イ 市は、避難所を開設したときは、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。
- ウ 市は、避難所の維持、管理のため、避難所ごとに責任者（原則として市職員）を定め、学校教職員など施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営を図る。
- エ 県及び市は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、避難元の都道府県又は市町村の職員に対して協力を求める。
- オ 学校に避難所が開設された場合、教職員が、次の避難所運營業務に従事できるものとし、この期間は7日以内を原則とする。
 - ・施設等開放区域の明示
 - ・避難者誘導・避難者名簿の作成
 - ・情報連絡活動
 - ・食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
 - ・ボランティアの受入れ
 - ・炊き出しへの協力
 - ・避難所運営組織づくりへの協力
 - ・重傷者への対応
- カ 市は、市と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保する。
- キ 市は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

ク 県及び市は、高齢者、障害者等に対しては、障害者用トイレ、個々の状況に応じた十分な配慮を行う。

ケ 県及び市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難住民等の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

③ 福祉避難所

ア 市は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者を收容するため、必要に応じて、福祉避難所を設置する。

イ 福祉避難所は、老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを有する施設等を利用して設置するが、これらの施設等が不足する場合は、公的な宿泊施設又は旅館等を利用する。

④ 長期避難住宅

ア 避難が長期にわたることが見込まれる場合には、県は、早急に長期避難住宅のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が避難所から長期避難住宅等に移ることができるよう配慮する。

イ 長期避難住宅の設置については、(2)の応急仮設住宅の規定を準用する。

(2) 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。

① 応急仮設住宅の設置及び供与の方法

ア 応急仮設住宅の規格、規模、構造、単価等について市町間で格差の生じないよう広域的な調整を行う必要があるため、原則として、県が応急仮設住宅を設置する。また、市が設置する場合には、県は、市町別に必要な戸数を算定し、その規格等を定めるなど、同質のものを作らせるよう指導する。

イ 県は、市から要請があった場合又は自ら必要があると認める場合は、あらかじめ締結する協定に基づき、次の事項を可能な限り示して、(社)プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅の建設のあっせんを要請する。

- ・被害戸数
- ・設置を必要とする戸数
- ・調達を必要とする建設業者数
- ・連絡責任者
- ・その他参考となる事項

県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や国（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に対し、建設業者や資機材のあっせん等を要請する。

ウ 県及び市は、応急仮設住宅の建設に加えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施することができる。

- ② 応急仮設住宅の構造
- ア 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障害者等の安全性及び利便性に配慮した構造とする。
- イ 高齢者、障害者等特に配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。
- ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、必要に応じて、居住者の集会等に利用するための施設を設置し、地域コミュニティの確保を図る。
- ③ 入居者の認定
- 入居者の認定は、市において行う。この場合において、高齢者、障害者等の優先入居に十分配慮する。
- ④ 応急仮設住宅の管理
- 県又は市において、通常の管理を行う。
- ⑤ 生活環境の整備
- 県及び市は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民等の食生活を確保する。

- ① 炊き出しその他による食品の給与の方法
- ア 炊き出しは、原則として、避難所内又はその近くの適当な場所で実施するが、適当な場所がないときは、所有者等の同意を得て、飲食店又は旅館等を使用する。
- イ 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態を給することとし、弁当によることもできる。また、高齢者や乳幼児のニーズにも配慮する。
- ② 食料の供給要請等
- 市は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんを要請する。
- ・供給あっせんを必要とする理由
 - ・必要な品目及び数量
 - ・引渡しを受ける場所及び引渡責任者
 - ・荷役作業者の派遣の必要の有無
 - ・その他参考となる事項
- ③ 主食の供給
- ア 米穀の供給
- 県は、市から要請があった場合又は武力攻撃事態等の状況により必要と認め

る場合は、あらかじめ供給協定を締結する米穀卸売業者などから供給あつせんを行う。また、必要に応じ、農林水産省政策統括官付貿易業務課に対し災害救助用米穀の供給に係る要請を行い、政府米の売却を受ける。

イ 弁当・おにぎりの供給

県は、市から要請のあった場合又は武力攻撃事態等の状況により必要と認める場合は、避難住民等に弁当・おにぎりを供給するため、学校給食センター、給食業者、その他弁当・おにぎりの製造が可能な業者による弁当・おにぎりの供給あつせんを行う。

ウ パン、育児用調整粉乳等の供給

県は、市から要請のあった場合又は武力攻撃事態等の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結する製造業者などから供給あつせんを行う。

④ 副食の供給

県は、市から要請のあった場合又は武力攻撃事態等の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結する製造業者などから供給あつせんを行う。

⑤ 輸送

ア 県は、輸送に当たっては、地域防災計画で定める緊急輸送路を活用する。

イ 県は、あらかじめ輸送協定を締結する運送事業者に対して、県警察から「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の発行を効率的に受けさせるため、運送事業者から県警察に「緊急通行車両事前届出書」を提出させ、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けさせる。また、県は、武力攻撃災害発生時には、これらの運送事業者に県の指定場所までの搬送を依頼する。なお、これにより難しいときは、県の広域防災拠点等に集積させる。

(2) 飲料水の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給する。

① 飲料水供給の方法

ア 市は、対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施する。

イ 県は、市から要請があった場合又は必要と認める場合には、供給の応援を行う。

ウ 市（水道事業者）は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努める。

エ 病院、救護所等へは、最優先で給水する。

② 水源及び給水量

ア 市（水道事業者）は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

イ 市（水道事業者）は、武力攻撃災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

内 容 時系列	期 間	1人当たり水 量 (ℓ/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の 想定
第1次給水	発災から 3日間	3	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用と 併せ水を得られなかつ た者に対する応急拠点 給水
第2次給水	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最 低限生活に必要な 水量	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織を中心 とする給水と応急拠 点給水 ・仮設配管による給水 ・復旧した配水幹線・ 支線に設置する仮設 給水管からの給水
	11日目か ら 20日まで	20～100	最低限の浴用、 洗濯に必要な水 量	
第3次給水	21日目か ら 完全復旧ま で	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ 同量	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設配管からの各戸 給水 ・共用栓の設置

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

③ 給水応援

ア 県及び市町は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行う。

イ 市は、必要な人員、資機材等が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- ・給水を必要とする人員
- ・給水を必要とする期間及び給水量
- ・給水する場所
- ・必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- ・給水車両借上げの場合は、その必要台数
- ・その他必要な事項

ウ 県は、協定に基づき、被災地の近隣市町へ緊急応援を要請する。なお、対応が困難な場合は、厚生労働省、他府県、自衛隊や日本水道協会等の関係団体に対し、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の方法

- ① 市は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あっせんを要請する。
 - ア 供給あっせんを必要とする理由
 - イ 必要な緊急物資の品目及び数量
 - ウ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
 - エ 連絡先及び連絡担当者
 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - カ その他参考となる事項
- ② 県は、市から要請があった場合又は必要と認める場合、あらかじめ供給協定を締結する業者などから緊急物資を供給あっせんするとともに、流通業界や石油業界に、迅速な流通の確保を要請する。
- ③ 県は、確保が困難な緊急物資について、他の都道府県や国（近畿経済産業局ほか）に供給あっせんを依頼する。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の品目

給与又は貸与する主な品目は、一般に次のとおりであり、高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

- ① 被服、寝具及び身の回り品
洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- ② 日用品
石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等
- ③ 炊事用具及び食器
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- ④ 光熱材料
マッチ、LPガス等

※ 哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、車いす、補聴器、^①ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

4 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は分娩の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。

(1) 救護所の設置

- ① 市は、次の場合に救護所を設置する。なお、県は、救護所では対応しきれない場合には、救護センターを設置する。
 - ア 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
 - イ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
 - ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

① ストマ用装具：人工肛門のストマ（排せつ孔）に取り付ける蓄便袋などをいう。

- ② 市は、救護所の設置予定場所、名称、収容人員などをあらかじめ定めておく。
- ③ 県及び市は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所及び救護センターを廃止する。

(2) 情報の収集及び提供

① 情報の収集

ア 地域医療情報センターは、二次保健医療圏内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、郡市医師会等関係機関と連携しつつ、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関して情報を収集し、県に報告する。

イ 県及び災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）は、次の情報収集を行う。

- ・ 医師会、歯科医師会に対する会員及び患者の被災状況の確認
- ・ 被災地域並びにその近隣地域の診療可能状況及び空床状況の把握
- ・ 近隣府県に対する患者受入可能医療機関（名称、位置、受入可能人数）の確認、把握
- ・ 患者会等関係団体を通じた被災状況の確認
- ・ 医療機関の水道、電気、ガスの確保、周辺道路の状況等に関する情報の収集
- ・ 患者搬送等に係る県・神戸市等のヘリコプターの出動の可否
- ・ 被災した医療機関及び要避難地域の医療機関から転送が必要な患者数の確認

ウ 県は、医薬品等の確保について、次の情報収集を行う。

- ・ 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会
- ・ 調達可能な医薬品の種類・数量の確認

② 情報の提供

ア 県は、厚生労働省に対し、被災状況等について把握した情報を逐次報告するとともに、報道機関の協力の下、県民に対し、次の情報提供を行う。

- ・ 医療機関に対する転送先（名称、所在地、連絡先等）及びヘリコプター利用に関する情報（臨時発着場の位置、連絡先等）の提供
- ・ 市に対する医薬品等供給に関する情報（医薬品の種類、数量、配布場所等）の提供
- ・ 県民に対する診療応需情報（診療可能医療機関、救護所）の提供
- ・ 県民及び医療機関に対する慢性疾患用医薬品等の供給方法に係る情報の提供

イ 県は、消防本部に対し、患者受入可能医療機関について周知する。

(3) 救護班の派遣等

① 県は、国又は市から要請があった場合又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行う。

ア 災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、国立病院機構病院、公的病院、その他の医療機関に対する救護班の編成及び被災地への派遣要請

イ 患者搬送等に係る県・神戸市等のヘリコプターの出動要請

ウ 近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への患者受入れの要請

エ 自衛隊、管区海上保安本部に対する船艇・航空機による患者搬送の要請
オ 電気事業者に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請並びに水道事業者及びプロパンガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請
カ 厚生労働省を通じた救護班の派遣等の要請

- ② 災害医療センターは、県の指示に基づき、救護班の派遣調整、患者搬送に関する待機要請を行う。夜間又は情報途絶時等において緊急に対応を要する場合は、県の指示を待たずに当該要請、調整等を行い、対応後は速やかに県に報告する。
- ③ 災害拠点病院は、状況により、自らの判断に基づき、救護班を派遣することができる。
- ④ 県は、医薬品の確保について、必要に応じて、次の要請を行う。
- ア 赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請
イ 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化機器協会、日本医療ガス協会兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保の要請

(4) 救護班の活動

- ① 被災地に入った救護班の活動としては、発災直後は外科的治療を中心とした、傷病者の^①トリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等がある。
- ② 発災後3日目以降の活動としては、内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療等がある。

(5) 災害拠点病院の活動

- ① 武力攻撃災害が他の二次医療圏域で発生した場合
- ア 被災圏域で対処できない患者の受入れ、救護班の派遣等を必要に応じて行う。
イ 広域災害・救急医療情報システム等を活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、災害医療センター、各災害拠点病院と協力し、必要に応じた支援策を講じる。
- ② 武力攻撃災害が自らの二次医療圏域で発生した場合
- ア 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たる。
イ 災害拠点病院の救急部長、外科部長を中心として選定・配置している災害医療コーディネーター等がトリアージを行い、他の医療機関への転送が適当と判断された患者の搬送について消防本部へ要請する。
ウ 広域災害・救急医療情報システム等を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請する。

(6) 医療マンパワーの確保

被災地の県健康福祉事務所・市保健所は、地域医療情報センター等と連携を図り、管内市町の被災状況や市町の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の配置、調整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行う。

①トリアージ：災害時・非常時には、短時間に多数の人がケガや病気になり、医療機関の機能にも限りがあり、その緊急度や重傷度によって治療や後方搬送の優先順位を決めることが必要になる。その、「ケガや病気の緊急度や重傷度」を判定して治療の優先順位を決めることをいう。

(7) 患者等搬送体制

- ① 県は、県内の各消防本部及び県警察と情報交換を図りながら、円滑な患者の搬送が行われるよう調整を行う。
- ② 災害医療センターは、緊急に対応を要する場合は、県の指示を待たずに患者搬送に係る要請、調整を行い、対応後は速やかに県に報告する。
- ③ 県、災害医療センターは、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による患者搬送を行えるよう神戸市消防局、自衛隊、海上保安署への要請、調整を行う。
- ④ 災害医療センターは、ヘリコプターによる患者搬送等に当たって、被災地外から同乗できる医師の確保に努める。
- ⑤ 県は、被災地への医療従事者等の派遣について、ヘリコプターや船舶を活用する。
- ⑥ 県は、必要に応じ、国、国立病院機構及び日本赤十字社に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼する。

(8) 医薬品等の供給

① 品目

県、市等は、次の品目の医薬品を確保する。特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

区 分	期 間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

② 調達方法

ア 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。

イ 県は、市で供給が困難な場合又は県が必要と認める場合に、供給のあっせんを行う。

ウ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化機器協会等との連携を強化する。

エ 県は、供給に困難が生じる場合は、他府県や厚生労働省に協力を要請する。

③ 搬送、供給方法

ア 県は、搬送に当たっては、地域防災計画で定める緊急輸送路を活用する。

イ 販売業者は、市域の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。

ウ 県は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請する。

(9) 医療機関のライフラインの確保

- ① 県は、医療機関への上水の提供について水道事業者と調整を行うとともに、透析医会を通じ、断水した透析医療機関を把握する。
- ② 県は、市と連携を図りながら、(一社)兵庫県LPガス協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請するとともに、都市ガス利用地域においても都市ガスが復旧するまでの間、代替ガスが利用できるようガス設備の調整等について配慮を要請する。
- ③ 県は、ライフラインの途絶等により患者の食事の提供が不可能となった医療機関に対し給食を提供するため、給食事業者等に要請を行うなどの措置を講じる。
- ④ 県は、市と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフライン関係事業者に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

(10) NBC攻撃の際に特に留意すべき事項

- ① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動
 - ア 内閣総理大臣は、必要に応じ、知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、緊急被ばく医療活動を行うよう要請する。
 - イ 内閣総理大臣から派遣された、量子科学技術研究開発機構、国立病院機構、国立高度専門医療センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、県対策本部の下で、トリアージの実施、汚染・被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行う。
- ② 生物剤による攻撃の場合の医療活動
 - ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合、県は、必要に応じて、^①感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のための適切な対応を図る。また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講じる。
 - イ 国(厚生労働省、文部科学省)は、病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療機関及び地方公共団体への的確な支援を行うとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努める。
- ③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動
 - ア 厚生労働省は、原因物質が特定された場合はその特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給、その他必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への適切な支援を行うとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努める。
 - イ 県警察及び消防局等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染(原因物質等を取り除くこと。)し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努める。

① 感染症指定医療機関：寄生虫、細菌等の病原性微生物、微生物やウイルス等の病原体が体内に侵入し、感染して増殖し発症する疾患の総称を感染症といい、専門的な立場からの対応が必要な場合に備えて、法律に基づき指定された医療機関である。

5 被災者の捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

① 市

ア 市は、職員を動員し、県警察等と連携して、負傷者等の捜索、救出活動を行う。
イ 市は、救出活動が困難な場合においては、県に対し、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。

- ・ 応援を必要とする理由
- ・ 応援を必要とする人員、資機材等
- ・ 応援を必要とする場所
- ・ 応援を必要とする期間
- ・ その他必要な事項

ウ 市は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防局等による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

エ 知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に要請し、他の都道府県管内の消防機関の応援を求める。なお、消防庁長官は、知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を行うことを指示することができる。

② 県

県は、市から要請のあった場合又は必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 県職員の派遣
- イ 他の市町長に対する応援の指示
- ウ 自衛隊に対する派遣要請
- エ あらかじめ締結する協定に基づく関係機関への要請
- オ 捜索、救出活動に関する総合調整

③ 県警察

県警察は、次の措置を講じる。

- ア 負傷者、行方不明者の捜索、救出活動の実施
- イ 必要な交通規制の実施

6 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。

(1) 埋葬の方法

- ① 埋火葬は、正式な葬祭でないことから、原則として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供をもって行う。
- ② 市は、武力攻撃災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、埋火葬を実施する。
- ③ 県は、大規模な武力攻撃災害により多数の犠牲者が発生した場合には、市からの要請に基づき、国等の協力を得て、埋火葬が速やかに実施できるように努める。

(2) 広域火葬の実施

- ① 県は、県内市町の火葬能力では不十分な場合、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町での火葬の受入れを要請する。

- ② 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、被災市町に通知する。
- ③ 市は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

7 電話その他の通信設備の提供

知事及び市長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐ。

8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自らの資力では、応急修理ができない者の住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る。

- ① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。
- ② 市は、建築業者が不足し、又は建築資機材の調達が困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。
 - ア 被害戸数（半焼・半壊）
 - イ 修理を必要とする戸数
 - ウ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
 - エ 派遣を必要とする建築業者数
 - オ 連絡責任者
 - カ その他参考となる事項

9 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品を給与する。

(1) 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

(2) 学用品給与の方法

- ① 県及び市は、その所管する学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達、配分を行う。
- ② 給与の対象となる児童生徒等の確実な人員数を調査把握するため、被災者名簿と当該学校における学籍簿等とを照合するなど、学年別に給与対象人員を正確に把握するよう努める。

10 死体の搜索及び処理

(1) 死体の搜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からすでに死亡していると推定される者（死体）を搜索する。

- ① 市等は、死体を発見した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡する。
- ② 管轄の警察署は、警察官が死体を発見したとき又は死体があるという届出を受けたときは、死体見分その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市長）に引き渡す。

(2) 死体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、これらの処理を実施する。

- ① 死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供を内容とし、死者に遺族のない場合は、県及び市が、死体の処理に必要な物資の調達から処理に関する全ての措置を実施する。
- ② 検案は、原則として救護班及び監察医において行うこととするが、民間の開業医によって行われた場合には、その医師に対して費用の限度内で実費を弁償する。
- ③ 県は、民間業者等の協力を得て、ドライアイス及び棺等を確保し、市からの要請があればあつせんする。

11 障害物の除去

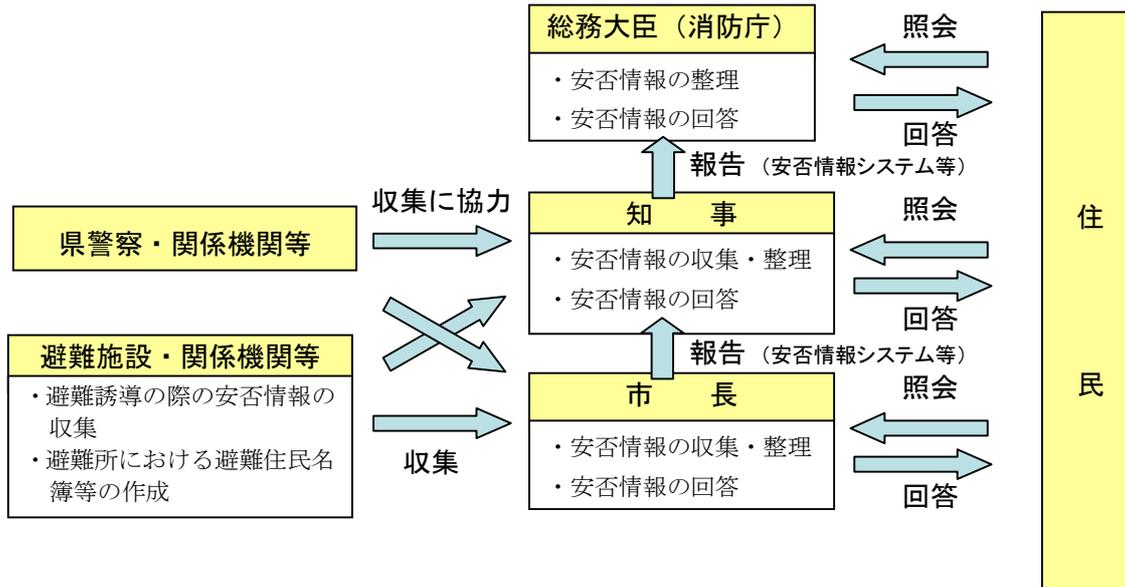
武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

- ① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去する。
- ② 市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。
 - ア 除去を必要とする住家戸数
 - イ 除去に必要な人員
 - ウ 除去に必要な期間
 - エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
 - オ 除去した障害物の集積場所の有無
 - カ その他参考となる事項

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて、武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下、「安否情報システム」という。）等により行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集（法94）



(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

収集に当たっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより報告することとするが、同システムによる報告ができない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答（法95）

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びファクス番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合等は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。
- ③ 照会の受付に当たっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。
ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

① 電磁的記録：電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機（コンピュータ）による情報処理の用に供されるものをいう。具体的にはフロッピーディスクやCD-ROM、キャッシュカードの磁気部分など。

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者（市対策本部情報部情報主任情報班長）が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力（法96）

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処**第1節 武力攻撃災害への対処**

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方**(1) 武力攻撃災害への対処（法97Ⅱ）**

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じる。

(2) 知事への措置要請（法97Ⅵ）

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講じるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保（法22）

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法98）**(1) 市長への通報**

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示（法112）

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣して、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、県警察及び海上保安署等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安署、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定(法114)

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設ける。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なる。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安署、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安署等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講じるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。
- ⑤ 市長は、大規模集客施設等の一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等 (法113)

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防局等による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防局等の活動

消防局等は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみでは対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) ^①緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画並びに緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

① 緊急消防援助隊：国内で発生した地震などの大規模災害時に人命救助活動等を支援するため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制として整備されている。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防局等とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、県警察、海上保安署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関と情報を共有し、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防局長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職員及び消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保(法102)

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防局等による支援

消防局等は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安署その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

一部事務組合を構成して管理している生活関連等施設については、市は、他の構成市町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (法103)**(1) 危険物質等に関する措置命令**

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命じる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(危険物質等について市長が命じることができる対象及び措置)

【対象】

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市（町村）の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

① 危険物質等：引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流失により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）をいう。具体的には、引火性液体、自然発火性物質、火薬類、高圧ガス、核燃料物質、毒物、劇物等がある。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の措置(①から③まで)を講じるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講じるものとし、また、NBC攻撃(P17参照)による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講じる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処 (法105)

(1) 地域防災計画等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講じる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員会若しくは国土交通大臣若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防局に連絡する。
- ② 市長は、消防局等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会若しくは国土交通大臣又は県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者にその内容を確認するとともに、その旨をこれらの大臣等及び知事に通報する。
- ③ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防局に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 住民の避難誘導

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講じる。

(5) 国への措置命令の要請等

市長は、市民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

(7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、県国民保護計画に基づき行う。

(8) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講じる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処 (法107・108)

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講じる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、県警察、海上保安署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚

生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視、P18参照）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

(5) 市長の権限

市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法第108条 第1項	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命じる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講じる旨
2	当該措置を講じる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講じる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や

第3編 第8章 被災情報の収集及び報告

県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講じる要員の安全の確保に配慮する

第8章 被災情報の収集及び報告 (法126・127)

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○ 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては、県警察、海上保安署等との連絡を密にするとともに、特に消防局等は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、原則として、武力攻撃災害等を覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、電子メール、ファクス等によりその第一報を報告する。また、それ以後、判明したもののうちから逐次報告する。
- ④ 市は、第一報を報告した後も随時被災情報の収集に努め、収集した情報について、指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システム（P29参照）により県に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【火災・災害等即報要領様式】（次ページのとおり。）

【火災・災害等即報要領様式】 (最終改正：平成24年5月31日)

第3号様式 (救急・救助事故等)

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	
消防庁受信者氏名			
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 健康対策

- ① 市は、避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- ② 市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- ③ 市は、巡回健康相談の実施に当たり、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状況の把握に努める。

(2) 感染症対策

- ① 市は、医師及び保健師等で編成する疫学調査班を被災地域に派遣し、疫学調査を実施するとともに、必要に応じて健康診断を実施する。
- ② 市は、被災地において、^①一類感染症、^②二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者、一類感染症、二類感染症のうち政令で定めるもの及び新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者又は一類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の^③無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は^④第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が武力攻撃災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとる。

なお、生物剤を用いた攻撃等により、既に知られている感染症の疾病（一類感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項の一類感染症をいう。）を除く）が発生し、又は発生するおそれがある場合は、国民保護法第121条第1項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定されることがある。

-
- ① **一類感染症**：感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点から見た危険性が極めて高い感染症で、原則として入院等の措置をする。エボラ出血熱、痘そう、ペスト、ラッサ熱など7つが分類されている。
 - ② **二類感染症**：感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点から見た危険性が高い感染症で、必要に応じて入院等、食品関係等の業務規制を措置をする。急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群の4つが分類されている。
 - ③ **第1種感染症指定医療機関**：主として一類感染症の患者を原則入院させる医療機関として知事が指定する。兵庫県下では、神戸市立中央市民病院が指定されている。
 - ④ **第2種感染症指定医療機関**：二類感染症の患者を状況で入院させる医療機関として知事が指定する。兵庫県下では、神戸市立中央市民病院、加古川市民病院など8か所が指定されている。

- ③ 市は、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋立又は焼却、し尿の処置、家屋・便所・ごみため等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除など、感染症対策を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

- ① 市は、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、衛生状態の監視、指導を行う。
- ② 市は、食品衛生監視員を避難所に派遣し、食品の取扱状況や容器の消毒等について調査、指導を行う。
- ③ 市は、食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。
- ④ 市は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。
- ⑤ 市は、被害の拡大が懸念される場合は、速やかに厚生労働省に連絡するとともに、状況により、他府県や厚生労働省に支援を要請する。
- ⑥ 市は、梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は、直ちに、あらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、応急対策を実施する。
- ③ 市は、水道の各施設（貯水、取水、導水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。
- ④ 市は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

(5) 栄養指導対策

- ① 市は、県と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。また、給食施設等を巡回し、状況を把握するとともに、巡回指導等を実施する。
- ② 市は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- ③ 市は、巡回栄養相談の実施に当たり、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（法124）

- ① 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定める。
- ② 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県に対し情報提供を行う。
- ③ 市は、②により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ④ 市は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。
- ③ 市は、以下の点に留意して、がれき処理を実施する。
 - ア 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
 - イ がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。
 - ウ 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。
 - エ 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。
 - オ 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。

3 文化財の保護 (法125)

市教育委員会は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、^①市指定文化財等(市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財及び市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物をいう。)についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

① 市指定文化財等：尼崎市文化財保護条例に基づき、市指定文化財として指定した建造物・絵画・工芸・彫刻等

第10章 市民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されることから、水の安定的な供給等、市民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定（法129）

(1) 価格の高騰又は供給不足の防止

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

(2) 価格の高騰又は供給不足への対処

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときには、関係法令に基づき、以下に掲げる措置を実施する。

① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

市長は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者に対し、以下の措置を講じる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に係る措置

市長は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者に対し、以下の措置を講じる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての、規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じる。

(2) 公的徴収金の減免等（法162Ⅱ）

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を、災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給（法134Ⅱ）

水道事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理 (法158)

市は、^①ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

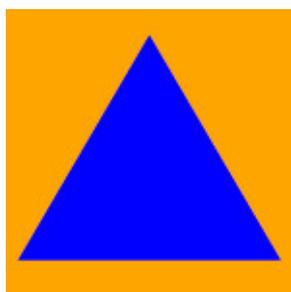
特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



① ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書：ジュネーヴ諸条約は、武力紛争下においても守るべき人間として最低限のルールとして、1949年に成立した4条約であり、また、1977年に成立した2つの追加議定書から成り立っており、日本は、いずれも加盟している。

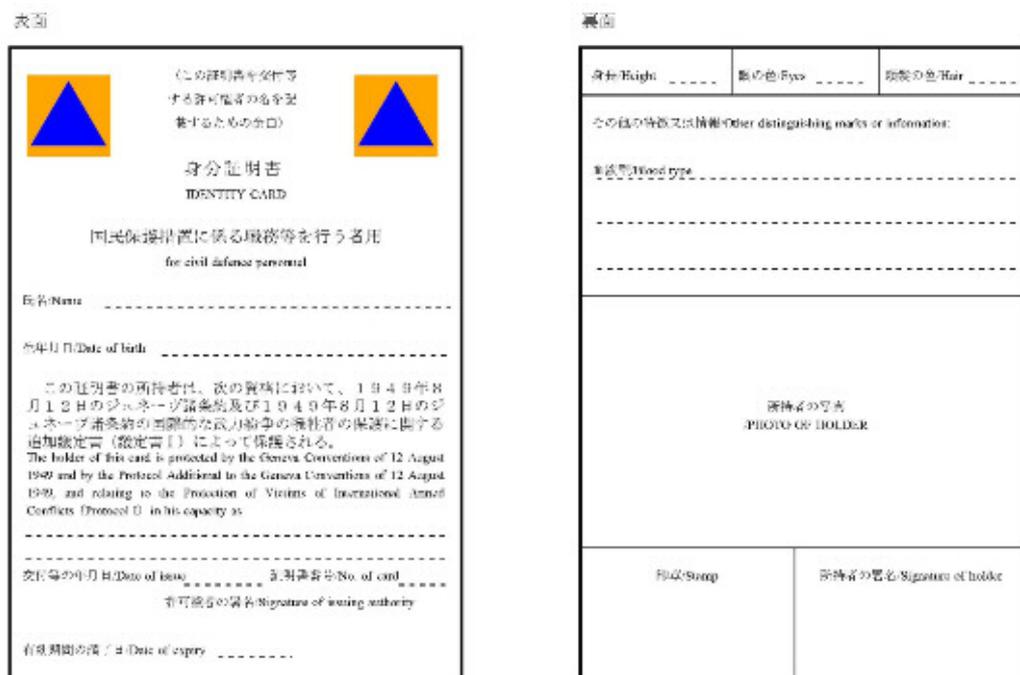
<4条約>第1条約 陸の条約：陸戦における傷病者の保護
第2条約 海の条約：海戦における傷病者の保護
第3条約 保護の条約：捕虜になった人の保護
第4条約 文民保護の条約：一般市民の保護

第1追加議定書：国際的武力紛争における犠牲者の保護

第2追加議定書：非国際的武力紛争における犠牲者の保護

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）



ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防局長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防局長

- ・ 消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

※ 赤十字標章等

赤十字の標章等（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽）は、人道
上、戦地・紛争地でのあらゆる攻撃から無条件で保護されなければならないもの
として、ジュネーブ諸条約により規定されている。国民保護法においては、指定
行政機関の長又は知事が、避難住民等の救援として医療を行う医療機関及び医療
関係者に対して、赤十字標章を交付し、又は使用させることができる。



* 赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も
1980年以降使用していない。また、赤新月の標章
は、イスラム教国において使用されるものである。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等（法139）

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行い、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請（法140）

市は、応急の復旧のための措置を講じるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等を行うため輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行い、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等（法171）

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

(3) 市が管理する施設及び設備の復旧（法141）

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、当該施設の被害の状況、周辺地域の状況等を考慮して、迅速な復旧を行う。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求（法168）

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償（法159・160）

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法161）

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 市民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。市における救済に係る手続は、その原因となった国民保護措置を実施した局等において処理を行うこととし、防災対策課が、その取りまとめを行う。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得る（専門機関の設置を含む。）ことなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

(2) 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態（法182）

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達（法183）

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

○尼崎市国民保護協議会条例

平成18年3月6日

条例第5号

改正 平成19年3月15日条例第5号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、尼崎市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会は、委員40人以内で組織する。

2 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(平19条例5・一部改正)

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じ、法第39条第2項各号に掲げる所掌事務（以下「所掌事務」という。）を処理させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員（専門委員を含む。次条第3項及び第8条において同じ。）で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 第3条から前条までの規定は、部会について準用する。

(幹事)

第7条 協議会に幹事40人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、委員を補佐して、所掌事務を処理し、又は会務に従事する。

(平19条例5・一部改正)

(意見の聴取等)

第8条 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年3月15日条例第5号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○尼崎市国民保護対策本部及び尼崎市緊急対処事態対策本部 条例

平成18年3月6日

条例第4号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、尼崎市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び尼崎市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総理する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を総理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を総理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部について必要な事項は、本部長が定める。

(緊急対処事態対策本部)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第2条第1項中「国民保護対策本部長」とあるのは「緊急対処事態対策本部長」と、第3条第2項中「法第28条第6項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第6項」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。